

熊本県司法書士会業務報告書記載規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県司法書士会会則第95条第4項に基づき、会員が調整する業務報告書の記載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(記載すべき件数)

第2条 業務報告書は、事件簿に基づき、それぞれ次の区分に応じてその総件数及び報酬の総額を記載しなければならない。

- (1) 不動産の登記
- (2) 財団の登記
- (3) 抵当証券の交付
- (4) 商業又は法人の登記
- (5) その他の登記(債権譲渡登記、船舶等の登記)
- (6) 供託
- (7) 審査請求
- (8) 裁判書類作成関係業務
- (9) 簡裁訴訟代理業務
- (10) 裁判外和解手続等
- (11) 国籍に関する書類の作成
- (12) 公共嘱託登記
- (13) 法務省令で定める業務(裁判書類作成関係業務を除く)
- (14) 継続的相談
- (15) 個別的相談

(代理申請件数の記載)

第3条 代理申請のみを行った場合は、その総件数を内訳として区分欄に、かっこ書きをして記載するものとする。

(相談の記載)

第4条 「相談」は、継続的相談又は個別的相談を各1件として、その総件数を記載するものとする。

(記載の様式)

第5条 業務報告書は、日本司法書士会連合会の定める第4号様式に報酬の総

額を付加した別紙の様式とする。

- 2 前項の報酬の総額には、業務報告書の事件区分に該当しない事件であっても、それが司法書士業務に付随または関連する事件である場合には、それらの報酬も加算し、記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。